

## 島本町既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(平成27年4月1日)  
最近改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）の趣旨に鑑み、島本町(以下「町」という。)に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する民間建築物の所有者に対し、予算の範囲内において島本町既存民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という）を交付し、耐震診断を行うことにより耐震化を促進するとともに、地震に対する安全意識の向上を図り、町内の地震による人的及び経済的な被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅、長屋住宅、共同住宅又は併用住宅（いずれも混構造含む。）に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 特定既存耐震不適格建築物 耐促法第14条で定める民間の特定既存耐震不適格建築物
- (3) 耐震診断 耐促法第4条第2項第3号の指針に基づき行う診断
- (4) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物や設計図書等の概要の確認を行う現地調査等
- (5) 耐震診断技術者 原則として、次に掲げる建築技術者をいう（当該技術者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者を含む。）。
  - ア 木造建築物の耐震診断においては、次のいずれかに該当するものをいう。
    - (ア) 一般財団法人日本建築防災協会主催木造耐震診断資格者講習を受講し、受講修了証明書の交付を受けた者
    - (イ) 一般財団法人日本建築防災協会主催木造住宅の耐震改修技術者講習会を受講し、耐震改修技術者講習会受講修了証の交付を受けた者
    - (ウ) 公益社団法人大阪府建築士会主催既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者
    - (エ) その他町長が(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等以上の技術を有すると認められた者
  - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という。）の建築物の耐震診断においては、建建築士法第2条第1項に規定する一級建築士及び二級建築士で、都道府県、公益社団法人大阪府建築士会、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に

- 関する講習会を受講し、受講修了者として都道府県に登録された者
- (6) 協力機関 一般財団法人大阪建築防災センター等、耐震診断技術者の斡旋等を行う機関
- (補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、法の規定に適合し、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けたものを除く。

- (1) 原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。
- (2) 住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含み、現に居住しているもの、及びこれから居住又は使用しようとするもの。）又は、特定既存耐震不適格建築物（現に使用しているものに限る。）のうち、耐促法第14条第1項第1号で定める学校、病院及び老人ホーム、耐促法施行令（以下令」と言う。）第6条第1項第2号、第8号、第9号に定めるもので、令同条第6項各号で定める規模以上のもの。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建築物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。ただし、一戸建ての木造住宅の所有者で、島本町既存木造（戸建）住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱を活用して耐震診断技術者の派遣を望むものは除く。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断及び予備診断に要した費用（補修費、修繕費を除く。以下この条において同じ。）の3分の2とする。ただし、1,332,000円を限度とする。
  - (2) 住宅にあっては、1戸当たり25,000円として計算した額と、耐震診断及び予備診断に要した費用の2分の1の額のいずれか低い額とする。ただし、1,000,000円を限度とする。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、木造住宅にあっては、耐震診断に要した費用の11分の10とする。ただし、1戸当たり50,000円又は、1,100円/m<sup>2</sup>のいずれか低い額を限度とする。
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を実施する前に、島本町既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、島本町既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、島本町既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）によ

り当該申請者に通知するものとする。

(耐震診断の着手)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは直ちに島本町既存民間建築物耐震診断着手届(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付申請をした者は、島本町既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書(様式第2号)を受理するまでに限り、交付申請を取り下げることができる。

2 補助金交付申請を取り下げようとする者は、島本町既存民間建築物耐震診断補助金取下げ申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による取下げがあったときは、第7条第1項に定める補助金交付の決定がなかったものとする。

(耐震診断の変更)

第10条 補助決定者は、第6条に定める申請内容を変更しようとするときは、速やかに島本町既存民間建築物耐震診断補助金交付申請内容変更承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、第7条第1項に準じて決定の内容を変更し、島本町既存民間建築物耐震診断補助金変更通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

(耐震診断の中止)

第11条 補助決定者は、事情により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに島本町既存民間建築物耐震診断補助金交付中止届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(耐震診断の報告)

第12条 補助決定者は、耐震診断終了後、島本町既存民間建築物耐震診断報告書(様式第9号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、島本町既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書(様式第10号)により速やかに補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付確定の通知を受けたときは、島本町既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書(様式第11号)により、速やかに当該通知に定める確定額を町長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定による補助金交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第16条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとした

とき。

- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、島本町既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、島本町既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第13号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助決定者に対する指導）

第18条 町長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（耐震診断技術者の斡旋）

第19条 町長は、民間建築物の所有者の求めに応じて、協力機関に対し耐震診断技術者の斡旋を要請することができる。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。